

彦根市立小中学校へのチラシ等の配布基準

令和5年12月改訂 彦根市教育委員会学校教育課

市立小中学校で周知するチラシ等の範囲は、この表のものに限ります。

原則、彦根市教育委員会公式ウェブサイトへの案内掲載としますが、合理的な理由により紙媒体による(個別または据置)配布をする場合は以下の基準で実施します。また、紙媒体とウェブの併用はできません。

配布元		行政関係（国・県・市）	社会教育団体・公共施設	その他の団体・法人
配布物の内容		学校教育に関連する課業時間外の各種イベント、講座等の案内、各種団体の取組紹介・募集等に限る		
対象		児童生徒または保護者		児童生徒のみ
個別配布	配布の条件	○文部科学省、滋賀県教育委員会、彦根市、彦根市教育委員会いずれかの鑑が必要	○彦根市教育委員会の鑑が必要（主催者から教育委員会への依頼が必要）	不 可
	配布方法	○市が配布するものは、学級ごとに仕分けし、付箋を貼付（予備を入れる）	○学級ごとに仕分けし、付箋を貼付（予備を入れる）	
据置配布	配布の条件	○国、県、市いずれかの鑑が必要	○事業者等から学校長あての依頼文が必要（配布対象者、撤去期限、連絡先を明記する。）	○事業者等から学校長あての依頼文が必要。（配布対象者、撤去期限、連絡先を明記する。）
	配布方法	○持込枚数は、配布対象者数の半分を上限とする。	○持込枚数は、配布対象者数の半分を上限とする。 ○持込の際、撤去期限後の残部の扱い（廃棄または引き取り）について学校と相談してください。	○持込枚数は、配布対象者数の半分を上限とする。 ○持込の際、撤去期限後の残部の扱い（廃棄または引き取り）について学校と相談してください。

※個別配布の条件に当てはまる場合でも、据置配布や各団体のHPで周知するなど検討いただき、学校への配布物削減にご協力ください。

※これらの条件に合致しない場合は、彦根市教育委員会や学校に送付いただいても破棄または着払いで返送する場合があります。